

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年大阪市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 [表 別紙2 挿入]	別表 [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

[別表 別紙 1]

機 関		職
[同左]		
市長部局	内部部局	<p>[同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[総務局]</p> <p>医務監、課長代理、<u>担当課長代理</u>、<u>保健副主幹</u>、担当係長（庶務担当、庁舎管理担当（総括担当及び警備担当に限る。）、法務担当、人事担当、職制担当、厚生担当（総括担当に限る。）、給与担当、管理担当（給与事務担当に限る。）及び職員共済担当（総括担当に限る。）、監察課担当係長、人事担当の職員（特に重要な企画に関する事務を担当するものに限る。）、給与制度及び退職給与制度担当の職員（特に重要な企画に関する事務を担当するものに限る。）</p> <p>[同左]</p> <p>[市民局]</p> <p>区政支援室長、総務担当課長代理、<u>区政支援室業務調整担当課長代理</u>、担当係長（庶務担当及び調整担当）</p> <p>[財政局]</p> <p>税務総長、市債権回収対策室長、財務課長代理、財源課長代理、総務担当課長代理、</p>

財政調査担当課長代理、税制企画担当課長代理、管理課長代理、担当係長（総務担当、財務担当、財政調査担当、財源調整担当、税制企画担当及び管理担当（総括担当に限る。））

[同左]

[同左]

[同左]

[別表 別紙2]

機関		職
[略]		
市長部局	内部部局	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[総務局]</p> <p>医務監、課長代理、<u>担当課長代理</u>、担当係長（庶務担当、庁舎管理担当（総括担当及び警備担当に限る。）、法務担当、人事担当、職制担当、厚生担当（総括担当に限る。）、給与担当、管理担当（給与事務担当に限る。）及び職員共済担当（総括担当に限る。））、監察課担当係長、人事担当の職員（特に重要な企画に関する事務を担当するものに限る。）、給与制度及び退職給与制度担当の職員（特に重要な企画に関する事務を担当するものに限る。）</p> <p>[略]</p> <p>[市民局]</p> <p>区政支援室長、総務担当課長代理、<u>区政支援室区行政制度担当課長代理（調整担当）</u>、担当係長（庶務担当及び調整担当）</p> <p>[財政局]</p> <p>税務総長、市債権回収対策室長、財務課長代理、財源課長代理、総務担当課長代理、<u>財政調査担当課長代理</u>、管理課長代理、担</p>

		<p>当係長（総務担当、財務担当、財政調査担当、財源調整担当、税制企画担当及び管理担当（総括担当に限る。））</p> <p>[略]</p>
	<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>		